

## 平成24年10月教育委員会会議の要旨

### 1 日 時

平成24年10月18日（木）

開会 15時30分

閉会 17時01分

### 2 場 所

教育庁教育委員会室

### 3 出席委員

委員長	村上 智真
委員長職務代理者	清水 則一
委員長職務代理者	稲野 靖枝
委員	山縣 俊郎
委員	岡野 芳子
委員（教育長）	田邊 恒美

### 4 出席者

教育次長	上野 清
教育次長	竹本 芳朗
審議監	小西 哲也
教育政策課長	河村 邦彦
教職員課長	田坂 祐治
義務教育課長	桑原 一郎
高校教育課長	廣川 晋
特別支援教育推進室次長	石本 正之
社会教育・文化財課長	大嶋 弘行
人権教育課長	尾崎 敬子
学校安全・体育課長	中村 充範
教育政策課企画監	濱井 昭巳
やまぐち総合教育支援センター次長	十河 悟
学校安全・体育課学校安全管理監	清時 崇文

## 報 告

◆ 村上委員長から、『高等学校教員の生徒に対する暴力事案』について、その概要と県教委事務局の対応状況の報告が求められた。

- 9月6日、県立高等学校生徒が、3階教室のベランダに体操服を干していたところ、その体操服が風により当該教員の自家用車の上に落ちた。
- その状況を見ていた当該教員が、体操服を拾いに来た生徒数名のうち1名の生徒を蹴り、別の生徒に対しては、体操服を振り回して顔面を数回叩いた。その上、近くにあったごみ箱にその体操服を捨てて、その場を去った。
- 9月11日、保護者から情報提供があり、生徒に対する教員の暴力行為があったことを知った学校では、当該教員から事情を聞くとともに、被害者やその保護者に対して当該教員とともに謝罪を行った。
- 全校生徒に対しても、全校集会を開いて説明するとともに、学校として謝罪を行った。
- 当該教員に対しては、生徒の状況等の経過を見守りながら、厳正に対処したい。

### 【 質 疑 】

- 清 水 委 員：9月6日に本事案が発生して、今日まで至っているが、その対応は適切であったのか。
- 教 職 員 課 長：本事案の事実関係を確実に把握するとともに、生徒、学校の状況等を勘案しながら、学校、PTA役員等と連携をとりながら、対応をしてきたところである。
- 教 育 長：教員による暴力行為は決してあってはならない事案であり、今回の事案は誠に遺憾に思っている。このような不祥事が二度と起こらないように、万全を期してまいりたい。
  
- 清 水 委 員：今日の教育委員会に対する社会状況において、本事案の対応について課題があると思われるが、どのように考えているか。
- 教 職 員 課 長：今後、不祥事案等が生じた場合、できるだけ早く事実関係を確認し、教育委員に報告を行いたい。
  
- 山 縣 委 員：当該教員の処分が決まれば当該学校の本事案が解決するという状況になるのか。
- 教 職 員 課 長：今回、新聞報道されたことにより、さらに心配される保護者もおられるであろうということで、学校で臨時保護者会を開く方向である。今後、学校の状況等を考慮しながら、不祥事案に対しては厳正な処分をしていくこととしている。

- 稲野委員：滋賀県大津市のいじめ事案の報道以降、子どもたちの小さな変化等にも気付いていくような取組を進めているが、その取組方針が学校現場で生かされていないのではないか。その点を含めて、今後の対策をたてる必要があるのではないか。
- 教職員課長：今後も各学校の校長並びに市町教育委員会等と連携しながら、教職員一人ひとりの心に届く指導を進めていきたい。

### 【 主な意見 】

- 岡野委員：早期発見、早期対応ができていなかったことを非常に残念に思う。本事案の現場にいた生徒がどのような思いを抱いていたのか、今後、その生徒にどのような影響があるのか、しっかりと対応してほしい。
- 清水委員：今後の対応の一つとして、事務局が事案の事実確認等の対応をしている経過で、事務局から教育委員に意見を求める体制を活用してほしい。
- 清水委員：不祥事案の収束には、生徒や保護者から具体的な発言等が出ていない状況にあっても当事者意識をもち、その意見を想像して判断すべきではないか。
- 村上委員長：教育委員会体制のさらなる強化ができるよう、努めていかなければいけない。今後の対応方針については検討するようお願いする。

## 議 案

### 議案第1号『山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について』

#### 【概要】

##### 1 改正の趣旨

平成25年度の山口県公立高等学校の入学定員の策定に伴い、同規則の一部を改正するもの。

##### 2 改正の内容

以下の事由に伴い、関係学校の第1学年生徒定員等を改める。

- ・山口県立美祢青嶺高等学校の開校
- ・西京高等学校の学科改編（総合ビジネス科の設置）
- ・岩国高等学校坂上分校等の入学定員の変更

##### 3 施行期日等

平成25年4月1日から施行する。

ただし、山口県立大津緑緑高等学校に係る改正規定は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

### 議案第2号『山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について』

#### 【概要】

##### 1 改正の趣旨

山口県立美祢青嶺高等学校の開校に伴い、同規則別表第一の一部及び別表第二の一部を改正するもの。

##### 2 改正の概要

- (1) 別表第一のうち、厚狭学区の項に「山口県立美祢青嶺高等学校」を加える。
- (2) 別表第二のうち、「山口市、防府市」を通学区域とする高等学校の項に「山口県立美祢青嶺高等学校」を加える。

##### 3 施行期日等

平成24年11月1日から施行する。

議案第3号『山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）』

【概要】

周南市立桜田中学校教諭 内海 義兼及び山口県立柳井高等学校教諭 奈良元 幸雄に対して、教育長が臨時に代理して永年精勤として表彰したことを報告し、承認された。

報 告 事 項

◆『平成25年度（2013年度）山口県公立学校教員採用候補者選考試験の選考結果』について報告された。

【概要】

※（ ）内は昨年度

第一次試験免除者を除く第一次試験受験者1,265人（1,501人）のうち、第一次試験合格者は447人（569人）であった。第二次試験は、第一次試験合格者及び第一次試験免除者192人（65人）を対象に実施し、このうち、622人（618人）が受験した。選考の結果、318人（285人）を採用候補者名簿の登載予定者とした。

最終倍率は全体で4.6倍（5.5倍）となり、選考区分、志願区分別の採用候補者名簿登載者数及び最終倍率は、以下の表のとおり。

選考区分・志願区分		名簿登載予定者数	最終倍率
一般選考	小学校	186人（140人）	2.4倍（3.5倍）
	中学校	65人（59人）	7.1倍（8.0倍）
	高等学校	35人（51人）	11.3倍（8.6倍）
社会人特別選考	計	286人（250人）	4.6倍（5.6倍）
スポーツ・芸術特別選考	特別支援学校小学部	2人（4人）	9.0倍（4.8倍）
	特別支援学校中学部	3人（4人）	6.3倍（5.5倍）
	特別支援学校高等部	5人（3人）	2.8倍（4.0倍）
理療科教諭特別選考	計	10人（11人）	5.1倍（4.8倍）
	養護教諭	22人（20人）	4.5倍（5.4倍）
合計		318人（281人）	4.6倍（5.6倍）
身体障害者を対象とした選考		0人（4人）	—倍（1.3倍）
身体障害者を対象とした選考を含む合計		318人（285人）	4.6倍（5.5倍）

名簿登載予定者数のうち、社会人特別選考による者は、小学校0人（0人）、中学校0人（2人）、高等学校1人（1人）、スポーツ・芸術特別選考は、中学校0人（0人）、高等学校0人（2人）、理療科教諭特別選考は、2人（0人）であった。

◇ 採用について

採用については、平成25年度(2013年度)山口県公立学校教員採用候補者名簿に記載された者の中から必要に応じて決定する。

◇ その他

採用予定者が自信と熱意をもって4月からの教職生活をスタートすることができるよう、採用予定者を対象に着任するまでの心構え等について学ぶ研修を12月27日(木)、28日(金)に実施する。

【 質 疑 】

- 稲野委員：前年度の教員採用候補者選考試験の第二次試験の総合評価のランクは何段階あるのか。
- 教職員課長：A、B、C及びDの4段階である。また、この段階は、4等分で区分している。

【 主な意見 】

- 稲野委員：昨今の教員の資質能力の確保という観点から本選考試験のあり方を考えたときに、第一次試験免除者として、前年度の教員採用候補者選考試験の第二次試験の総合評価のどの段階までの者を該当者とするかについては、妥当かどうか検討していただきたい。
- 教職員課長：毎年、教員採用候補者選考試験は、試験結果等を検証しながら改善しているところである。第一次試験の免除に該当する者の総合評価の区分についても改めて検討する項目としたいが、現時点では、本試験の第一次試験で評価する力については、前年度の教員採用候補者選考試験の結果から十分に評価できていると考えている。  
また、面接試験については、いわゆる人物重視として第一次試験で集団面接、第二次試験で集団面接及び個人面接といった3段階で実施している。

◆『平成24年度人事委員会勧告の概要』について報告された。

**【概要】**

**第1 給与についての報告及び勧告**

**1 職員給与と民間給与の比較**

**(1) 月定例**

本年4月時点における民間給与と職員給与との較差は次のとおりとなっている。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B)
375,319円	375,267円	52円 (0.01%)

**(2) 特別給（ボーナス）**

民間の特別給の支給割合（昨年8月から本年7月まで） 3.98月分  
（職員の現行の年間支給割合は3.95月分）

**2 給与改定の内容**

**(1) 本年の給与改定**

公民較差、民間の特別給の支給割合及び人事院勧告の内容等を勘案し、職員の給与については、以下のとおり判断した。

**ア 給料表**

本年の民間給与と公務給与の較差がわずかであることから、改定を行わないことが適当

**イ 期末・勤勉手当**

民間の支給割合と概ね均衡していること等から、改定を行わないことが適当

**(2) 住居手当**

自宅に係る住居手当を廃止（実施時期：平成25年4月1日）

（現行：新築・購入から5年を経過するまで3,000円、5年経過後2,000円）

**3 その他の課題**

**(1) 給与構造改革における経過措置額**

- ・ 国においては、平成18年度から実施した給与構造改革における棒給表水準の引下げに伴う経過措置について、平成26年3月末をもって廃止
- ・ 国に準じて制度を導入した経緯を踏まえ、他の都道府県の動向、経過措置額を受給している職員の状況など本県の実情を考慮し、制度の廃止に向けて検討を進めることが必要

**(2) 昇給・昇格制度**

国における制度の見直し内容、他の都道府県の動向及び本県の実情を考慮し、昇給・昇格制度のあり方について検討を進めることが必要

## 第2 勤務環境の整備についての報告

### 1 総実勤務時間の短縮

- ・ あらゆる職場において、それぞれの実情に即した、実効性のある時間外勤務の縮減に一層取り組むことが必要
- ・ 管理職員は、適切な勤務時間の管理及び業務の進行管理に努めることが重要
- ・ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めることが必要

### 2 メンタルヘルス対策

- ・ 引き続き、組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むとともに、管理職員を中心に、良好な職場環境づくりに努めることが重要
- ・ セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場環境づくりに向けた取組を進めることが必要

### 3 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 職員に対し、支援制度の活用促進に向けた取組を進め、両立支援をさらに推進していくことが必要
- ・ 男性職員が育児休業を取得しやすい職務環境の整備を図ることが重要

## 第3 人事行政の運営についての報告

### 1 高齢期の雇用問題

- ・ 国家公務員については、定年退職者のうち希望者を再任用する方針であり、地方公務員についても、この方針を踏まえつつ、新たな再任用制度の導入が検討中
- ・ 国や他の都道府県の動向に留意し、本県の実情を踏まえた高齢期における職員の雇用制度の構築に早急に取り組むことが必要

### 2 公務員の労働基本権問題等

- ・ 地方公務員に係る協約締結権の付与等を内容とする法案の提出に向けた検討がなされており、国の動向等を注視し、対応することが必要

### 3 人材の確保・育成等

- ・ 多様かつ優秀な人材の確保のため、職員採用試験の不断の見直しや試験の応募者をより多く確保する取組が必要
- ・ キャリア形成の促進に向けた人材の計画的な育成のため、職場研修をはじめとした様々な研修や長期的な視点での人材育成に留意した人事管理等が必要
- ・ 女性職員の能力が十分に発揮されるよう、引き続き登用の推進が必要

### 4 人事評価制度

- ・ 公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまでの人事評価やその試行の結果を十分に検証し、さらに取組を進めることが必要



## 5 公務員倫理

- ・ 職員一人ひとりが公務員としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

### ◆『やまぐちっ子の学力を育む検証・改善委員会』について報告された。

#### 【概要】

##### 1 趣 旨

過去5回の全国学力・学習状況調査結果及び新たに追加された理科の調査結果等を踏まえ、これまでの学校の取組や教育委員会の施策について検証し、学力向上に向けた取組の一層の充実を図ることを目的とする。

##### 2 内 容

- (1) 調査結果を踏まえたこれまでの取組の検証
- (2) 教育施策の充実に向けた提案
- (3) 国語、算数・数学、理科の授業の充実に向けた提案

##### 3 組 織

- (1) 検証・改善委員会  
学識者（大学関係者）、P T A関係者  
学校関係者（小・中学校長、学力向上推進リーダー・教員等）  
教育行政者（県・市町教育委員会担当者）
- (2) ワーキンググループ（国語、算数・数学、理科）  
小・中学校教員、県・市町教育委員会指導主事等

##### 4 スケジュール及び具体的内容（案）

- (1) 第1回検証・改善委員会（10月）
  - 今後の検証の視点についての意見交換
    - ・ 検証・改善委員会の趣旨
    - ・ 過去5回の全国学力・学習状況調査結果
    - ・ これまでの県教委の施策 など
- (2) 第2回検証・改善委員会（11月）
  - 学校の取組を支援するために必要な施策についての意見交換
    - ・ 施策の改善の方向性や具体的な改善案、新たに必要となる施策
    - ・ 各教科の授業充実のために必要となる施策や支援 など
- (3) 第3回検証・改善委員会（12月）
  - 検証・改善委員会による提案内容のまとめ
  - ※ 第1・2回ワーキンググループ（10～11月）

- 国語、算数・数学、理科における授業の充実について
  - ・問題と誤答から見られる指導上の課題
  - ・課題解決に向けた各教科の授業の在り方
  - ・授業改善に向けた今後の取組について など

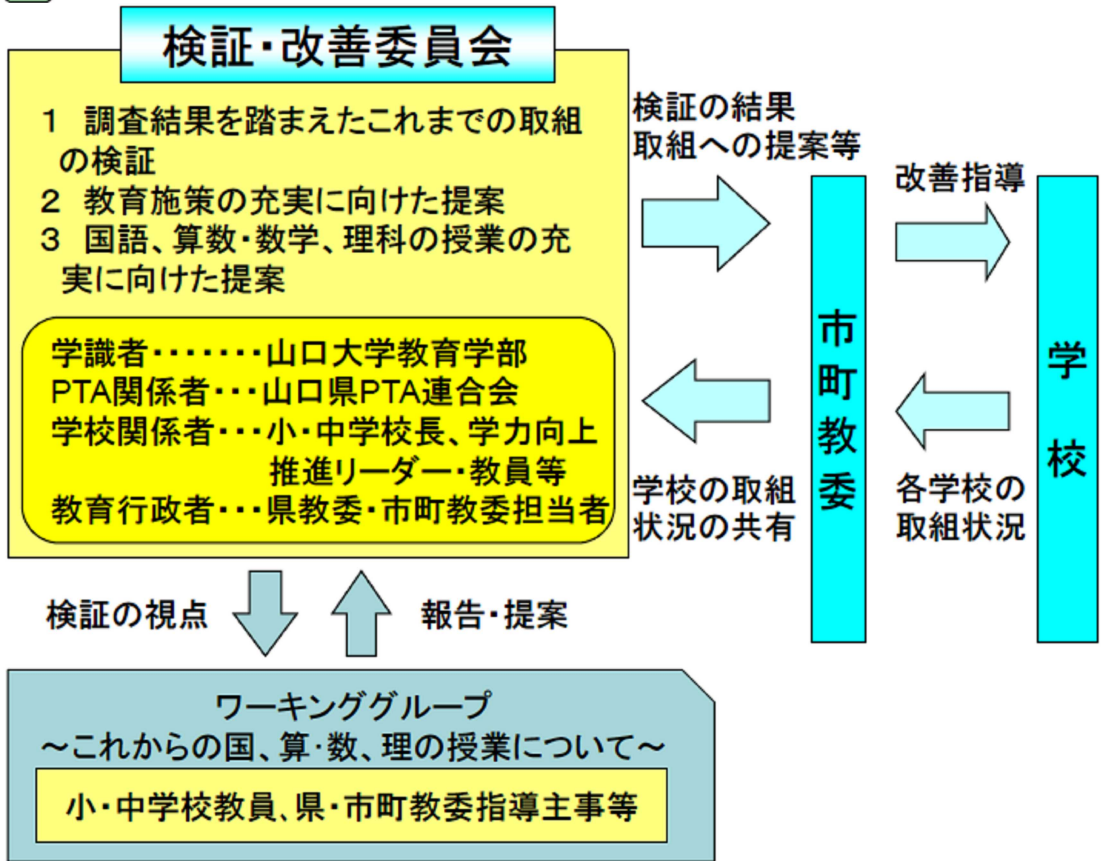
「やまぐちっ子の学力を育む検証・改善委員会」について

義務教育課

趣旨

○過去5回の全国学力・学習状況調査及び今年度追加された理科の調査結果等の分析を踏まえ、これまでの取組の成果や課題を明らかにする。

○県市町教育委員会の今後の施策の充実や各学校の取組の改善に向けた提案を行い、学力向上に向けた取組の一層の充実を図る。



- 10月 【第1回検証・改善委員会】  
調査結果やこれまでの取組検討 等

10～11月 【第1・2回ワーキンググループ】  
国、算・数、理の授業の充実を図る提案 等

11～12月 【第2・3回検証・改善委員会】  
施策の検証と改善の方向性、今後の取組の提案 等

## 【 質 疑 】

○清 水 委 員：この検証・改善委員会では、どのように、今、県教育委員会が取り組んでいることにより学力が向上していると検証するのか。

●義務教育課長：これまでの4つの重点事項として取り組んできた学力向上対策事業、特に、山口学習支援プログラムや、少人数学級、少人数指導等の体制について検証を行う予定である。

○清 水 委 員：検証するスパンはどれくらいか。

●義務教育課長：平成23年度を除き、今年度までに5回の全国学力・学習状況調査が実施されたが、その6年間の取組を検証し、次年度以降を見通した取組を考えていきたい。

○稲 野 委 員：検証・改善委員会は、今年度限りの設置か。

●義務教育課長：検証・改善委員会は、今後も継続する予定である。ただし、検討する内容等によっては、委員構成等についても検討していきたい。

◆『平成25年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領及び入学者募集要項並びに選考検査問題作成方針』について報告された。

### 【概要】

#### 1 実施要領及び募集要項並びに選考検査問題作成方針の概要について

##### (1) 実施要領

応募資格、入学定員、出願の手続、選考検査の実施期日・日程・方法、選抜の方法、入学予定者の手続、補欠入学、願書及び調査書の様式・記入例等、入学者選抜に関し必要な事項を定めたもの

##### (2) 募集要項

実施要領記載事項のうち、志願者が出願する際に必要となる事項を中心に示したもの

##### (3) 選考検査問題作成方針

選考検査問題を作成するに当たっての方針を定めたもの

#### 2 実施要領の概要について

##### (1) 応募資格

保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。）の住所が県内にある者で、平成25年3月に小学校等を卒業する見込みのもの

##### (2) 入学定員

山口県立下関中等教育学校 120人

山口県立高森みどり中学校 40人

### (3) 日 程

- ア 出願の期間 平成25年1月 7日(月) から1月10日(木)  
午後5時まで
- イ 選考検査の実施日 平成25年1月19日(土)
- ウ 入学予定者の発表 平成25年1月30日(水)  
午後4時にそれぞれの学校に掲示する。  
受検者全員に郵送で通知する。

### (4) 出願の手続

志願者は、次に掲げる書類等を提出する。

- ア 入学及び選考検査受検願書
- イ 調査書
- ウ 受検票を送付するための封筒

### (5) 選考検査の方法

- ア 面接(個人面接)
- イ 記述式の課題(資料をもとに考えたこと等を問う。)

### (6) 選考検査管理委員会

山口県立中等教育学校及び中学校に校長を長とする選考検査管理委員会を置き、厳正を期する。

### (7) 選 抜

山口県立中等教育学校長及び中学校長は、調査書及び選考検査の結果により、入学予定者を選抜する。

### (8) 入学予定者の手続

- ア 入学意思確認書の提出
- イ 入学予定者証明書の交付
- ウ 市町教育委員会への届出 等

### (9) 補欠入学等

入学予定者とならなかった者の中から補欠入学予定者を決定し、入学意思を確認した上、入学予定者に充てる。

補欠入学を実施する期間は、平成25年2月25日(月)までとする。

## 【 主な意見 】

- 高校教育課長：選抜検査問題作成方針については、従来6年間の継続的な教育に対応できる資質や能力をみることができるよう出題に努めるとしていたが、教育委員の意見を踏まえ、今年度から自ら課題を見つけ、筋道を立てて考え、解決しようとする態度や能力等を総合的にみることができるよう出題に努めるとした。

## 委員長職務代理者の指定

### 【概要】

現第一委員長職務代理者である清水委員の任期満了に伴う退任により、10月22日以降の委員長職務代理者を以下のとおり指定した。

### 記

- ・ 第一委員長職務代理者 いなの やすえ  
稲野 靖枝
- ・ 第二委員長職務代理者 やまがた としろう  
山縣 俊郎